

～町内の空き家を改修する方に～

空き家改修制度のご案内

R6.5

【北栄町空き家利活用流通促進事業補助金】

町内にある空き家を所有する方、入居する方、県内の事業者が空き家を改修する際に要する経費の一部を補助します。

補助金額

- 空き家の改修に要した経費の 1 / 2
補助上限：90万円

＜補助対象経費＞

○空き家の利活用に必要な下記の改修工事

①給排水・電気等設備、内外装改修工事費用(テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電、造り付けではない家具及び棚等に要する費用並びに間接補助事業者が自ら施工する場合(技能保持者等が適正に施工するものを除く。))の材料の購入費用は除く。)

②住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な費用

③設計等費用

④家財道具の撤去処分費用

⑤外構整備費用

ただし、③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の 1 / 2 を限度とする。

★改修工事の施工業者は、町内に本店を置く業者に限ります。

※空き家の所有者又は事業者が 10 年以上空き家を利活用しなかった時又は 空き家の入居者が空き家に転入後 5 年未満で町外に転出した場合、補助金返還となります。

※補助金の交付は、空き家 1 軒に対して 1 回を限度とします。

※入居者が改修する場合は、所有を開始して 2 年未満の者（※相続による者場合は 5 年未満）

申請期限

- 必ず改修工事实施の 1 カ月程度前に申請してください。
また工事は申請年度内に完了する必要があります。

※入居(居住・転入)は、改修工事实施中又は完了後、速やかにしてください。
(申請前には入居しないでください)

※鳥取県間接補助金のため、申請から交付決定まで 1 カ月程度かかります。

鳥取県北栄町観光交流課

電話 0858-37-3158 電子メール kouryu@e-hokuei.net

補助対象チェックシート

<対象建築物>

町内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅(共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。)で、次のいずれかに該当する建築物(過去に本補助金を活用して改修したものを除く。)

- ☐ 空き家となつてからの期間が連続して5年以上の空き家。(年) ※媒介の有無問わず
- ☐ 建築後 30 年以上経過した、1 年以上利用がない空き家。ただし、不動産事業者が媒介等契約を締結し又は所有しているもの(以下「媒介等契約物件」という。)又はかつて媒介等契約物件であったもの(媒介等契約物件でなくなつてから1 年以上経過している空き家を除く。)の場合には、媒介等契約物件となつた日から起算し、連続して2 年以上利用がない空き家。
- ☐ 建築後 30 年未満で、2 年以上利用がない空き家。ただし、媒介等契約物件又はかつて媒介等契約物件であったもの場合には媒介等契約物件となつた日から起算し、連続して2 年以上利用がない空き家。

<補助対象者>

対象建築物を所有、賃貸借(サブリースを含む)又は購入しようとする者で、以下に該当する者

- ☐ 当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき町税等の滞納がない者
- ☐ 改修しようとする空き家所有者の3 親等以内でない者であること。
- ☐ ・ 県内に在住する個人(事業完了後3 箇月以内に県内に移住する者を含む。)
 - ・ 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体
 - ・ 県内に本店を置く事業者(個人事業者を含む。)
 - ・ 県外に在住する個人(相続により対象の空き家等を所有するに至った者に限る。)

<補助要件>

次の①から③に掲げる要件を全て満たすこと。

① 対象建築物は次の全ての要件を満たすこと。

- ☐ 改修後、10 年以上利活用に供すること。
- ☐ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係する法令に違反していない建築物であること。
- ☐ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号)に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。(適正な対策が施されている場合及びこれに準ずるものとして鳥取県地域づくり推進部長が認める場合を除く。)

② 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

ア 補助事業者自らが改修後に入居する場合、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ☐ 事業実施期間内に入居すること。ただし、補助事業者が県外者で、事業完了後3 箇月以内に県内に移住するときは、この限りでない。
- ☐ 補助事業者が対象建築物の所有者であるときは、その所有を開始してから2 年未満(当該所有が相続により取得されたものであるときは、5 年未満)であること。ただし、補助事業者が居住市町村以外に所在する対象建築物を相続により取得したものであるときはこの限りでない。

イ 補助事業者自らが入居しない場合

- ☐ 事業実施期間終了までに賃貸・売買等に係る契約若しくは媒介等契約を締結し、又は北栄町空き家情報バンクに登録すること。

なお、既に空き家バンクに登録されている対象建築物を改修後に再度空き家バンクに登録する場合又は既に媒介等契約を締結している対象建築物を改修後に再度媒介等契約を締結する、若しくは空き家バンクに登録する場合は、補助対象としない。

③ ☐ その他国及び県、町のその他の補助金の交付を受けていないこと。(各補助金の補助対象経費が明確に区別することができ、互いに重複がない場合を除く。)